

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、公告する。

令和6年4月18日

坂井市長 池田 禎孝

## 記

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 春江体育館耐震改修工事(建築)  
(2) 工事場所 坂井市 春江町西太郎丸 地係  
(3) 工事概要 設計書に記載  
(4) 完成期限 令和7年2月28日 まで  
(5) 設計額 231,200,000 円(消費税および地方消費税相当分を除く)  
(6) 入札方式 制限付き一般競争電子入札[事後審査型]  
(7) 調査基準価格 設定有り  
(8) 失格基準価格 設定有り  
(9) 入札保証金 免除  
(10) 契約保証金 請負金額の100分の10以上

## 2 入札に関する事務を担当する機関の名称、所在地等

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄第1号1番地  
坂井市役所 財務部 監理課(北棟2階)  
電話番号 0776-50-3021(直通)

## 3 入札に参加する者に必要な資格

|                    |   |
|--------------------|---|
| 建設工事の種類            | 建築一式工事  |
| 応募形態               | 特定建設工事共同企業体   |
| 構成員数               | 2者  |
| 代表構成員              | ・令和5、6年度の坂井市競争入札参加資格において「建築一式工事」でA等級に決定されており、かつ特定建設業の許可を受けている者であること。  |
| 構成員                | ・令和5、6年度の坂井市競争入札参加資格において「建築一式工事」でA等級に決定されており、かつ特定建設業の許可を受けている者であること。  |
| 代表構成員<br>構成員<br>共通 | ・坂井市内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所をいう。)を有する者であること。<br>・共同企業体への出資の比率が30パーセント以上であること。また、代表構成員は共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。<br>・この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。<br>・地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。<br>・申請書の提出期間の末日において、「坂井市工事請負契約等に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。<br>・申請書の提出期間の末日において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等、この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。<br>・入札参加資格確認申請書提出期限の末日において、法第3条第1項の許可を受けてから5年以上継続して建設業を営んでいる者であること。 |
| 配置予定技術者            | ・共同企業体の各構成員は、法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項に規程する監理技術者をこの工事の現場に配置できること。なお、この工事を落札した場合の契約金額が4,000万円(建築一式工事の場合は、8,000万円)以上となる場合には専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合は、この限りではない。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証および監理技術者講習修了証を有する者であること。<br>・一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。<br>・契約締結日以前3か月以上「直接的かつ恒常的な雇用関係」であり、経營業務管理責任者および専任技術者でない者であること。   |
| その他                | ・入札は代表構成員が行うこと(共同企業体の全ての構成員は代表構成員を入札代理人とする委任状を作成し、特定工事共同企業体協定書内に含めること)。<br>・坂井市HP【電子入札共通事項】を参照すること。   |

## 4 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請時の提出資料 \*すべて監理課持参

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書(様式第1号、様式第1号の2)  
(2) 特定建設工事共同企業体協定書 2通

5 入札参加資格確認申請時の提出資料 **\*すべて電子入札システムにより電送**

(1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号の2)

(2) 入札参加資格確認資料

- ① 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)、資格者証等の写し、自社と3か月以上の雇用関係を確認するための資料(健康保険証の写し等)、経営業務の管理責任者証明書の写し、専任技術者証明書の写し
- ② 誓約書(様式第6号)

6 入札手続等

| 手続等                         | 期間・期日・期限等  | 手続の方法等                      |
|-----------------------------|--|-----------------------------|
| 設計図書等の閲覧期間                  | 令和6年4月18日(木) 8時30分 から<br>令和6年5月14日(火) 16時00分 まで                    | 電子閲覧とする                     |
| 特定建設工事共同企業体入札参加資格確認申請書の提出期間 | 令和6年4月18日(木) 8時30分 から<br>令和6年4月25日(木) 16時00分 まで                    | 【特定建設工事共同企業体入札参加資格の手続き】のとおり |
| 設計図書等に関する質疑の受付              | 令和6年4月18日(木) 8時30分 から<br>令和6年5月7日(火) 12時00分 まで                     | 【電子入札共通事項】のとおり              |
| 質疑の回答の閲覧                    | 令和6年5月8日(水) 9時00分 から<br>令和6年5月14日(火) 16時00分 まで                     | 【電子入札共通事項】のとおり              |
| 入札期間                        | 令和6年5月13日(月) 8時30分 から<br>令和6年5月14日(火) 16時00分 まで                    | 【電子入札共通事項】のとおり              |
| 工事費内訳書の提出                   | 入札期間と同じ  | 【電子入札共通事項】のとおり              |
| 開札日時                        | 令和6年5月15日(水) 9時06分   | 電子入札システムによる                 |
| 入札参加資格確認申請書等の提出期間(事後審査)     | 令和6年5月16日(木) 8時30分 から 17時00分 まで<br>令和6年5月17日(金) 8時30分 から 12時00分 まで | 【電子入札共通事項】のとおり              |

7 入札参加資格の確認

開札後、落札候補者に入札参加資格確認申請書の提出を求め、入札参加資格の確認後にその結果を別途通知する。

8 設計図書等の閲覧

この工事の設計図書等は、入札情報サービスシステムにより提供する。上記閲覧期間中に同システムによる閲覧が確認できない場合は、その者のした入札は無効とする。なお印刷された設計図書等の閲覧・配布は行わない。

9 工事費内訳書の提出

工事費内訳書は、入札情報サービスシステムに添付されているExcel様式により提出すること。

10 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ失格基準価格以上の最低の価格をもって申込みをした者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格以下で、かつ失格基準価格以上の価格の時は、落札候補者とすることを保留し、坂井市公共工事低入札価格調査委員会にて落札候補者としての可否を判断するものとする。その後、落札候補者の入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定する。

11 議会の議決

(1) 工事請負契約の締結にあたっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札後に工事請負仮契約書を作成し、仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。

(2) 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、この入札に係る工事以外の市の工事に関し、競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、市は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、市は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

12 支払条件

前払金額及び中間前払金額は、別に定める範囲内の額とする。

13 その他

(1) 入札参加者は、工事入札心得(電子入札用)、坂井市工事請負契約約款等を熟読し、これらを遵守すること。また、入札に必要な事項については、坂井市HPに掲載されているので必ず確認すること。

(2) 公告に指定されている様式は坂井市HP(「事業者向け」→(入札・契約・検査)「電子入札」→(電子入札)「坂井市電子入札情報」参照)からダウンロードすること。

(3) 入札に使用するICカードは、代表構成員の入札参加資格者名簿に登載された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を電子入札システムに利用登録したもの(坂井市電子入札運用基準第4条)を使用すること。